

令和8年4月1日から自動車による営業における 相互乗り入れが開始となります！

～令和8年4月1日以降に許可を取得（又は届出を提出）した
自動車は、青森県内全域での営業が可能となります！～

これまで、青森県内全域で自動車により営業を行う場合は、青森県、青森市及び八戸市それぞれで許可を取得（又は届出）する必要がありました。

この度、青森県、青森市及び八戸市で調整し、令和8年4月1日以降に青森県、青森市又は八戸市のいずれかで取得した許可（又は届出）により、青森県内全域で営業が可能となります。

ただし、令和8年3月31日以前に許可を取得（又は届出を提出）している場合の営業区域は従来のとおりですので注意してください。

令和8年3月31日以前の許可（届出）		令和8年4月1日以降の許可（届出）	
許可（届出）自治体	営業を行える場所	許可（届出）自治体	営業を行える場所
青森県	下記2市以外の県内一円	青森県	県内全域
青森市	青森市内	青森市	
八戸市	八戸市内	八戸市	

令和8年4月1日以降の営業許可申請（又は営業届出提出）窓口

- 1 青森県内に営業基地※1がある場合：営業基地※1の所在地を管轄する保健所
- 2 青森県外に営業基地※1がある場合：県内での主たる営業地を管轄する保健所

※1 営業基地とは

営業車の属する主たる固定施設の営業所又はこれに代わる営業車を管理する事務所等を指します。

保健所名	管轄区域	電話番号
東津軽保健所	東津軽郡	017-739-5421
中南保健所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町	0172-33-8521
三戸保健所	三戸郡、おいらせ町	0178-27-5111
西北保健所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く）	0173-34-2108
上北保健所	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く）	0176-23-4261
下北保健所	むつ市、下北郡	0175-31-1388
青森市保健所	青森市	017-765-5293
八戸市保健所	八戸市	0178-38-0720

対象となる営業施設

- 営業許可: 飲食店営業、魚介類販売業、食肉処理業
- 営業届 : 各種営業届
- ★ いずれも移動営業車に限る(引車は対象外)

営業許可業種の施設基準

飲食店営業、魚介類販売業について主な基準は以下のとおりです。
(食肉処理業については、別途お問い合わせください)

- 1 食品の取扱い施設は、運転席と区画されていること。
 - 2 床・壁・天井は、清掃しやすく、許可期間(6年間)の耐久性がある材質で造られたものであること。
 - 3 流水式手洗い設備(飲食店営業においては洗淨後の手指の再汚染防止可能な構造:レバー式・センサー式・足踏み式など)を設け、石けん及び消毒液を設けること。
 - 4 使用目的に応じた大きさ・数の洗淨設備を設けること。
 - 5 営業の種類に応じた量の水の供給、廃水の保管ができる貯水設備を有すること。
- ★ 詳細は下のQRコード(青森市ホームページ)からご確認ください。



(青森市ホームページ)



許可申請(又は届出)をされる方への留意点

- 取扱食品、使用器具、調理の工程数、仕込み場所の有無によって必要となる貯水設備の容量、洗淨設備の大きさ・数が異なりますので、実際に提供する食品、調理手順を整理の上、申請先の保健所にご相談ください。
- 相互乗り入れ開始に伴い、令和8年4月1日以降の許可(届出)情報は、県内各保健所間で共有します。